

第6期姫島村障がい福祉計画

第2期姫島村障がい児福祉計画

(令和3年度～5年度)

令和3年3月

姫 島 村

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の期間	1
3. 基本方針	1
4. 成果目標の設定	3
(1) 施設入所者の地域生活への移行	3
(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行	4
5. 障がい福祉サービスの実施計画	5
(1) 日中活動系サービス	5
(2) 居住系サービス	10
(3) 相談支援	12
6. 地域生活支援事業	13
7. 計画の推進	14

1. 計画策定の趣旨

障がい福祉制度は、平成25年4月に障害者自立支援法が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正施行され、障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲の見直しや障がい者等に対する支援の拡充が行われました。同法は、平成28年6月に改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実や、高齢障がい者への介護保険サービスの円滑な利用を促進するなどの見直しが行われ、平成30年4月に施行されます。

また、同じく改正された児童福祉法では、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るため、「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

この計画は、本村の障がい福祉サービス等の現状や課題を把握するとともに、必要な障がい福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業等の事項に係る目標を設定することとします。

第5期姫島村障がい福祉計画（平成30年度～32年度）が計画期間の終了を迎えるため、これまでの計画の進捗状況及び数値目標に対する実績を踏まえつつ、サービスの提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、第6期姫島村障がい福祉計画及び第2期姫島村障がい児福祉計画を一体的に策定することとします。

2. 計画の期間

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。なお、国の法制度の改正等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うものとします。

3. 基本方針

第6期姫島村障がい福祉計画の策定においては、第5期計画の基本方針の見直しと、国から示された策定指針に基づき、以下の点に配慮します。

(ア) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら自立と社会参加の実現が図られるよう、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備に努めます。

(イ) 障がい種別によらない一元的なサービスの充実

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等並びに障がい児とし、等しくサービスを受けることができるようサービスの充実に向けた取り組みを推進します。

(ウ) 地域生活への移行と継続への支援、就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

施設入所から地域生活への移行、地域生活の継続、就労の支援など新たな課題に対応できるよう、地域の社会資源を活用したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくりなどの整備に努めます。

(エ) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、柔軟にサービスを提供できる仕組みづくりや、包括的な支援体制の構築に向けた取組を計画的に推進します。

(オ) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児の早期発見と早期療育に取り組み、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図っていきます。

4. 成果目標の設定

障がいのある人の自立を支援する観点から、施設に入所している人等の地域生活や一般就労への移行を促進するために、令和5年度を目標年度として、次に掲げる事項について成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、本計画においては国の指針に基づき、計画策定時点に施設に入所している人の6%以上が、令和5年度末までに施設を退所し自立した生活をおくることを目標とします。

現在、本村では5の方が施設に入所しているため、6%以上とすると、0.3人となるため、目標値としては1人とします。

項目	数値	考え方
現在入所者 (A)	5人	令和3年度4月1日現在
令和5年度末入所者 (B)	4人	令和5年度末時点
退所者数見込み (A-B)	1人	

目標達成に向けての取り組み

- 障がいのある人が、自立を目指して暮らせるよう居宅介護等訪問系サービスの充実を図ります。



訪問系サービスを実施する事業所と連携を図り、利用者のニーズに合ったサービスの提供ができるように努めます。

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

障がい者の就労を拡大する観点から、現在の福祉施設利用者（10人）のうち、令和5年度末までに1人が一般就労へ移行することを目指します。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数	0人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
令和5年度の年間一般就労移行者数	1人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する人の目標数

目標達成に向けての取り組み

- 障がいのある人が、自分の能力に応じた仕事に就けるよう支援します。



就労移行支援のサービスの充実を図ります。
令和5年度までに、一般企業に就職が困難であった人に対しても、就労継続支援の充実を図り、就労継続支援→就労移行支援→一般就労へと段階的・継続的な支援を行います。

5. 障がい福祉サービスの実施計画

(1) 日中活動系サービス

・生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障がい者援護施設等において、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。

障害支援区分3以上の人、または年齢50歳以上で障害支援区分2以上の人を対象になります。

(単位：人日分)

	元年度実績	2年度実績	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	5	5	5	5	4
サービス見込み量	115	115	115	115	92

※人日分とは… 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用日数(日数/月)とします。

見込み量の考え方

各施設の移行計画をもとに、現在の施設の利用者で、利用見込日数を乗じ、見込み量を推計しました。

・自立訓練（機能訓練、生活訓練）

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活ができるように、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

（単位：人日分）

	元年度実績	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数（人）	0	0	0	0	1
サービス見込み量	0	0	0	0	23

※人日分とは… 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用日数（日数／月）とします。

見込み量の考え方

各施設の移行計画をもとに、現在の施設の利用者のうちで、自立訓練に移行する人の数に、利用見込日数を乗じ、見込み量を推計しました。

・就労移行支援

一般企業等への就職を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人に対して、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(単位：人日分)

	元年度実績	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	1	0	0	0	1
サービス見込み量	23	0	0	0	23

※人日分とは… 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用日数(日数/月)とします。

見込み量の考え方

各施設の移行計画をもとに、現在の施設の利用者のうちで、就労移行支援に移行する人の数に、利用見込み日数を乗じ、見込み量を推計しました。

・就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な方に対して、雇用関係を結び、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

A型は、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人で、就労移行支援で一般企業の雇用に結びつかなかった人、盲・聾養護学校を卒業して雇用に関わりつかなかった人、一般企業を離職した人や、就労経験のあった人が対象となります。

(単位：人日分)

	元年度実績	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	0	0	0	0	1
サービス見込み量	0	0	0	0	23

※人日分とは… 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用日数(日数/月)とします。

見込み量の考え方

現在の福祉工場の利用者を基礎として、就労継続支援A型へ移行する人の数に、利用見込み日数を乗じ、見込み量を推計しました。

・就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な人に対して、一定の賃金水準のもとで継続した就労の場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行うサービスです。

B型は、就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される人で、就労移行支援により、一般企業の雇用に結びつかなかった人、一般企業等での就労経験がある人で年齢や体力の面から雇用されることが困難とされる人、一定年齢に達している人などが対象となります。

(単位：人日分)

	元年度実績	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	10	11	10	10	9
サービス見込み量	230	253	230	230	207

※人日分とは… 1ヶ月あたりのサービス利用者の延べ利用日数(日数/月)とします。

見込み量の考え方

現在の、就労移行支援B型利用者数を基礎として、就労移行支援サービス利用者の見込み数を考慮して、見込み量を推計しました。

(2) 居住系サービス

・共同生活援助（グループホーム）

介護は必要とせず就労している人、または生活訓練・就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人に対して、夜間や休日、共同生活を行う住居で、自立した日常生活に向けた援助等を行うサービスです。

(単位：1月当たりの延べ利用人数)

	元年度実績	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数（人）	12	12	11	11	11

見込み量の考え方

令和元年度における共同生活援助の利用者数を基礎として、各施設の移行計画をもとに、令和5年度までに施設を退所する人が共同生活援助へ移行することを見込んだ量としています。

・施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象で、生活能力により単身での生活が困難な人や地域の生活資源などの状況により通所することが困難な人、または障害支援区分4以上の（50歳以上の場合は、区分3以上）生活介護等を利用している人に対して、夜間や入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

(単位：1月当たりの延べ利用人数)

	元年度実績	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	5	5	5	5	4

見込み量の考え方

現在の施設利用者を基礎として、各施設の移行計画書をもとに、施設を退所する人の数と、生活介護を利用する人が、夜間施設入所支援を利用することを見込んだ量としています。

(3) 相談支援

・計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域相談支援等を利用する全ての障がい者と障害児通所支援を申請した障がい児を対象とし、適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービスの支給決定前にサービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

(単位：1月当たりの延べ利用人数)

	元年度実績	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	2	2	2	2	2

見込み量の考え方

令和元年度における計画相談支援の実績数を基礎として、令和5年度までの計画相談支援の利用数を見込んでいます。

6. 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により、下記の地域生活支援事業を実施します。

(ア) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者または介護者等の相談に応じ、必要な情報提供や、障がい福祉サービスの利用支援などを行います。

姫島村自立支援協議会を活用し、相談支援事業の推進体制の強化に努めます。

(イ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある方または精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とします。

(ウ) 意志疎通支援事業

コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人に対して、手話通訳の派遣、要約筆記の派遣の事業を、一部、大分県聴覚障害者協会に委託して行います。

(エ) 日常生活用具給付等事業

日常生活において、入浴や排せつ等に補助用具を必要とする人や、情報支援機器等を必要とする人に対して、該当用具を給付または貸与します。

(オ) 移動支援事業

村内に住む障がいのある人で、屋外での移動が困難な人に対して、外出のための支援を個別に行います。

7. 計画の推進

(ア) 関係機関との連携

本計画の推進にあたっては、庁内関係課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

また、各関係機関や各団体とも連携を図り、広域的なサービス調整やサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう努めていきます。

(イ) 計画の進行管理

障害者総合支援法第88条の2においては、計画を定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Action）」のプロセスを順に実施していくものです。

計画に基づき施策の実現が図られるよう、事業の各年度の達成状況を調査し、進行管理を行うとともに、必要があると認められるときは計画の変更や見直しを行います。